第４回 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）審議会議事録

日　時：令和２年９月27日（日）午後1時30分～午後３時15分

場　所：大和市保健福祉センター　501会議室

出席者：委員11人（欠席３名）　事務局10人　傍聴 ４人

会議次第：

１．　開会

２．　議題

　　（１）大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）骨子案について

３．　その他

４．　閉会

◎配付資料：

* 【資料１-１】大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）骨子案
* 【資料１-２】大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）骨子案 体系図
* （審議会後用）意見募集用紙 と 返信用封筒

会議内容：

１．開会

２．説明・報告

　　（１）大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）骨子案

**＊「１. 計画策定の趣旨」～「２. 計画策定の背景」まで**

◆事務局（人生100年推進課）から説明

　　　質疑内容

なし

　　（１）大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）骨子案

**＊「３. 計画の方向性」～「４. 施策の展開 基本目標１」まで**

◆事務局（人生100年推進課）から説明　【資料１-２】も説明

　　　質疑内容

**委　員：個別目標１-１の ≪課題≫ において、“就労的活動の支援”という言葉が突然出てくるので、もう少し分かりやすい説明の文章が必要なのでは。**

事務局：表現の見直し・工夫を行うが、ここで言及している“就労的活動の支援”とは単なる仕事だけでなく、一部の協議体で取り組まれつつある有償のボランティア等も含む広い範囲をとらえたものと考えている。

**委　員：施策１-１-２ 高齢者の居場所づくりにおいて、現在、新型コロナウィルスの影響で開催できていなかった居場所づくりが徐々に再開しつつあるとの説明だが、新型コロナウィルスがいつ終息するか分からない中ではあるが、新たな場所を作るということはあるか。**

事務局：施策としては継続という位置づけで、新型コロナウィルスの影響で閉じていたところが、今後、再度、実施していくこととなる。現時点において、新しい場所を生み出していくことを記載するのは難しいが、協議体の活動においては、新たな居場所づくりが開始される可能性はある。

**委　員：高齢者の居場所づくりで、触れ合わなくてもコミュニケーションや交流できるツール（例えば、インターネットを介したもの）などは考えているか。**

事務局：国の長寿医療研究センターでオンラインによる通いの場のアプリを提供しており、画面を通じて簡単な運動ができたり、健康管理を支援したりできるので、これまで事業に参加していた高齢者に対してツールとして提供し、コミュニケーションを図るきっかけにしてもらいたいと考えている。

**委　員：“通いの場”という言葉が散見されるが、あえてこの言葉を使った趣旨はあるか。**

事務局：何か特定なものを示しているわけではない。国の基本指針（案）でも記載されている言葉なので使っている。

　　（１）大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）骨子案

**＊「４. 施策の展開 基本目標２ 個別目標２-１」～**

**「４. 施策の展開基本目標２ 個別目標２-５」まで**

◆事務局（人生100年推進課）から説明

　　　質疑内容

**委　員：個別目標２-２ 認知症予防の項目で、認知症の一歩手前の状態であるMCIの検査や相談場所の紹介等は、検討しているか。**

事務局：施策２-２-２ 認知症予防の取組において、MCIを含めて認知症の自覚がない方の治療へのハードルを下げる意味合いでもタブレットを活用した認知症検査を各地域包括支援センターの職員等で実施できる体制になっている。その検査結果に応じて、医療機関につなげるようにしている。市のホームページでも、３段階で認知症の簡易チェックを判断できるサイトを設けている。

**委　員：施策２-２-３で、認知症の早期発見・早期対応について施策を記載しているが、家族向けを含め、早期の相談・診療の仕組みづくりに関してもう少し明確に記載した方が良いのでは。**

事務局：２-２-３に記載している“認知症灯台”は、認知症に関してどういったところから始めれば良いか分からないという人にも対応していくまさに認知症に関する総合相談窓口である。計画書の記載文章に関しては委員の意見を踏まえながら、作成していく。

**委　員：施策２-１-４ 高齢者の住まいに関して、介護付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホームが市内にはいくつあるのか。また、介護付き高齢者向け住宅等への指導とは、どういった指導を行うのか。**

事務局：介護付き有料老人ホームは１０か所で597床。別途、特定施設の養護老人ホームが１か所あるが、一般の方は自由に入居できない。指導についても、基本的には県が指導の権限を持っているが、県の通知等を市内の施設に情報提供するなど、県と連携しながら実施していく。

　　（１）大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）骨子案

**＊「４. 施策の展開 基本目標２ 個別目標２-６」～**

**「４. 施策の展開基本目標２ 個別目標２-８」まで**

◆事務局（介護保険課）から説明　【資料１-２】も説明

　　　質疑内容

**委　員：災害時要援護リストはまだ残っているのか。**

事務局：リストは残っているが、当初の対象があまりにも広すぎて、住民への負担が大きかったので、現在は本当に支援が必要な方に対象を絞り込み、自治会とその人たちをどのように支援していくかを検討している。

**委　員：そのリストは、自治会以外の福祉関係者等とも共有ができるのか。**

事務局：現在は、自治会、地区社協、民生委員・児童委員の３者のみで、ケアマネジャーや介護事業者等の共有はできていないので、今後の検討事項となる。

３．その他

　　＊意見募集用紙の説明（締め切りは、10月２日まで）

　　＊次回の開催日時は10月25日

４．閉会